

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道

2 構造改革特別区域の名称

選べる福祉サービス北海道特区

3 構造改革特別区域の範囲

函館市、小樽市、釧路市、留萌市、江別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市
北海道石狩郡当別町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、樺戸郡月形町及び新十津川町
上川郡当麻町、上川町及び剣淵町、空知郡中富良野町、虻田郡洞爺村、静内郡静内町
川上郡弟子屈町、白糠郡音別町

4 構造改革特別区域の特性

北海道では、他県にない広大なエリアにおいて、人口の偏在・過疎・高齢化、積雪・寒冷等厳しい条件の下、地域を基盤とする障害者施策の総合的な推進に取り組んできた。

(1) 計画的な施策の推進

昭和56年の国際障害者年を契機として、昭和57年に初めての長期計画である「障害者に関する北海道行動計画」(昭和57年度～平成3年度)を策定後、平成5年度及び15年度に、それぞれ10か年を対象とする長期計画を策定したほか、平成10年度及び15年度には、5か年を対象とする重点施策実施計画を策定してきたところであり、これらにより、保健・福祉にとどまらず、障害者を支える総合的な施策の計画的な実施を果たしてきた。

(2) 先駆的な取組

広域、寒冷等の厳しい条件があるからこそ、地域住民が互いに支え合う社会を構築していくことが不可欠であるという認識に立って、地域における自立した生活を支援するための施策について、次のとおり先駆的に取り組んできた。

住まいの確保

身近な地域で生活する場として、昭和59年度に北海道単独で知的障害者自立促進援護事業費補助制度を創設し、グループホームの前身となる生活寮の整備に着手して以来、グループホームの整備に努めてきた結果、その整備率は全国最高水準となっている。

また、重度身体障害者の自立した生活を実現していくための試みとして、平成3年度に国庫補助事業として創設された身体障害者自立支援事業に先駆け、北海道単独事業として、昭和61年度から、重度身体障害者ケア付住宅運営費補助金事業を実施している。

働く場の整備

働くことを通じ、自分らしさを発揮する活動の場を確保するため、昭和55年度に北海道単独で障害者地域共同作業所運営費補助制度を創設し、最も身近な地域での働く場として小規模作業所の整備に努めてきた結果、社会資源が相対的に薄い小規模な町村域においても、生活を支える拠点が育ちつつある。

生活支援体制の構築

相談支援事業を中心とする生活支援体制を身近な地域で構築していくことが重要な課題となっているが、その先駆けとして、伊達市等においては、知的障害者の住まい、就労、生活支援等を総合的に支える仕組みを実現してきた。

発達を支える仕組みの確立

乳幼児期における発達の遅れや障害を早期に発見し、家族とともに適切な支援を身近な地域で受けることができるよう、平成元年度以降、早期療育システムの構築を進めてきた結果、市町村により構成される67の第1次圏域を単位として、通園により療育を行う機能を整備するとともに、広域的に支援する第2次圏域（8つ）及び全道域において、専門的機関との連携機能を確保することにより、重層的に支える仕組みを実現した。

また、急速にクローズアップされつつある自閉症等の発達障害についても、全国第一陣として、「自閉症・発達障害支援センター」の運営を開始するなど、積極的取組を進めてきている。

障害者自身の意思の尊重

障害者自身の意思を明らかにし、これを出発点として地域社会づくりに向けた取組を進めていくという観点に立って、平成8年度、障害者自身により構成される北海道障害者会議を創設し、以後、2年ごとに提言が取りまとめられている。こうした成果を踏まえ、平成14年度には、我が国ではじめて、札幌市においてDPI世界会議札幌大会が開催された。

福祉のまちづくり

障害者、高齢者等をはじめすべての道民が、日常生活及び社会生活における様々な障壁を取り除き、等しく社会参加の機会を得られるとともに、共に支え合い、自立した生活を送ることができるよう、平成9年度に北海道福祉のまちづくり条例を制定し福祉のまちづくりを進めてきている。

(3) 新しい「北海道障害者基本計画」

平成 15 年 3 月に策定した「北海道障害者基本計画」(平成 15 年度～平成 24 年度)においては、「ノーマライゼーション社会の実現」を基本的な目標に、地域生活の支援体制の充実、自立と社会参加の促進、バリアフリー社会の実現を主要な柱と位置付けた上、障害者施策をさらに推進していくこととしている。

その際、道内においては、近年の社会経済状況等の下、大規模な社会資源を漏れなく新たに配置していくことが困難であり、むしろ、既存のシステム、社会資源等を効果的・効率的に活用するとともに、地域住民による相互の支え合いを具体的な形で実現していくことが、重要な課題となっている。

(4) 北海道における障害者及び支援費制度の状況

障害者数(平成 16 年 3 月末現在)札幌市・旭川市を除く
身体障害者 185,107 人(身体障害者手帳交付者数)
知的障害者 19,874 人(療育手帳交付者数)

支援費支給決定者数(平成 16 年 4 月末現在)
居宅生活支援費 12,530 人
施設訓練等支援費 11,757 人

支援費指定事業所数(平成 16 年 4 月現在) 内訳は別添 1 のとおり
居宅生活支援事業 1,492 事業所
施設訓練等支援事業 357 事業所

(5) 特別区域としての実施の要望

北海道では、住まいの場や自己実現に向けて活動する場の整備、直接的な介助、生活支援拠点機能の確立等を通じ、地域社会における障害者の自立生活を支える仕組みを構築していくこととしている。

平成 15 年度から支援費制度が実施され、障害のある当事者の選択と自己決定に基づく福祉サービス利用制度に転換されたところであるが、その下でも、従来の措置制度と同様、公的支援の仕組みが施設訓練等支援サービス(施設サービス)と居宅生活支援サービス(居宅サービス)に二分されており、特に、施設サービスは月単位の利用に限定されていることから、両者を組み合わせてサービスを利用することが困難となっている。

このため、利用者は、当初から施設サービスと居宅サービスのどちらかを選択するよう迫られるとともに、一旦、施設利用を決定すると、比較的長期間にわたり特定の施設のみを利用せざるを得ないなど、利用者の意思や希望に沿うことが困難な状況につながっており、サービスの選択肢を広げ、生活実態に即した仕組みづくりを進めることが望まれている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画においては、施設サービスと居宅サービスの垣根を取り除き、入所施設を利用しながら居宅サービスを活用すること、種別の異なる通所施設を並行して利用することなどを可能とすることにより、サービスの選択肢を拡大し、当事者の生活実態に即した利用の実現を目指すものであり、具体的には次の意義が認められる。

障害がある当事者の希望や実状に即した地域生活を実現する。

施設サービスと居宅サービスを通じ、多様な選択肢の中から、当事者の希望、生活実態等に合わせたサービスを利用できる。

これにより、特定の施設に囲い込まれた状態ではなく、入所施設の短期的利用と居宅サービスを組み合わせて地域生活を実現すること、地域で生活する者が施設サービスを適切に利用できるようになること、重度障害者を含め、個々の状態に見合った形で通所施設を利用できるようになることなど、多様な暮らし方が可能となる。

入所施設への依存から脱却する。

入所施設の利用を必要最小限にとどめること、入所施設利用者が地域生活を体験できるようになることなどにより、地域生活への移行を促進できる。

生活実態に応じ、支援費制度を合理的に運用する。

施設サービスの利用を月単位に限定しないこととし、個々の障害者の生活実態にふさわしい合理的な形で支援費制度を運用することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

北海道では、「北海道障害者基本計画」に基づき、各般の施策を総合的に推進していくこととしているが、特に、地域における自立生活を実現していくためには、一人一人の生活実態に即して課題やニーズを整理し、これに応じた、保健及び福祉にとどまらず、就労、医療、教育、権利擁護等幅広いサービスを適切に組み合わせていくことが重要である。

このため、本計画においては、

- ・ 障害のある当事者の意思を尊重し、
- ・ 個々のサービスを適切に組み合わせていくことにより、
- ・ 地域における自立した生活を支えていく

ことを目標とし、そのための方策と位置付けることとする。

また、これを実現していくためには、本計画の対象となる施設サービス及び居宅サービスだけでなく、多くの種類のサービスについてケアマネジメントを適切に行うことが前提となるものであり、これを合わせて実証的研究を進め、道内における普及・定着を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

- ・ 施設サービスを中心として、これを提供するための施設・設備や人材が効率的に活用されることとなり、支援費制度の対費用効果が向上する。
- ・ 入所施設利用者の地域生活への移行を促進することに伴い、支援費の対象となる居宅サービスに加え、地域生活を支える民間サービスの基盤整備が進められることから、これらによる雇用創出、地域経済活性化等が図られる。
- ・ 施設サービスについて、月単位の利用に限定されていることに起因して、帰省時にも施設支援費が支払われているなど、必ずしも合理的でない形で利用するケースが生じているが、これが改善され、支援費制度を合理的に運用することができる。

(2) 社会的効果

- ・ 障害者自身の意思に沿わない形の入所施設での生活から脱却し、地域社会での暮らしを実現するとともに、障害者が主体的に自らの能力を発揮していく社会活動を促進し、尊厳ある生活を獲得することが可能となる。
- ・ 障害者の地域生活の促進に伴い、同じ地域社会を構成する人々の間で、相互に支え合う具体的な活動が展開されるようになり、これにより、障害の種別、年齢等を超えて住民の積極的参画による地域づくりに向けた原動力となることが期待される。
- ・ 施設サービスと居宅サービスの垣根を取り除き、入所施設を利用しながら居宅サービスを活用することなどにより、サービスの選択肢が拡大され、障害者の社会参加が促進される。
- ・ 本計画の適用を受ける施設のうち特に定めるものにコーディネーターをモデル的に配置し、個々の利用者の実状やニーズ等に応じてサービス調整等を行い、地域生活への移行を計画的に推進するとともに、継続的な支援を行うことにより、自立した生活を一層促進することができる。

(3) 目標値

特区において日単位を適用した施設サービス等利用者数の目標

- ・ 年間（平成17年4月～平成18年3月）15人
（特区適用事業所に最低1人は利用できることを目標とする。）
- ・ 平成18年4月以降、利用者を伸ばしていく。

特区において日単位を適用した施設サービス等を提供する事業者の目標

- ・ 年間（平成17年4月～平成18年3月）38事業所
（特区適用希望事業所数）
- ・ 平成18年4月以降、特区適用事業所を伸ばしていく。

8 特定事業の名称

- (1) 規制の特例措置の番号： 9 2 5
日額単位を適用した施設訓練等支援事業
- (2) 規制の特例措置の番号： 9 2 6
日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業

9 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) ケアマネジメント機能の確保
6 に記したとおり、本計画の実施に当たり、一人一人の実状に応じて種々のサービスを適切に組み合わせるためのケアマネジメント機能が不可欠であることから、モデル事業者にコーディネーターを配置して実証的推進方策を検討するとともに、圏域ごとの相談支援体制を確立するための事業を実施する。

障害者地域移行促進事業

本計画の適用を受ける施設のうち特に定めるものにコーディネーターをモデル的に配置し、個々の利用者の実状、ニーズ等に応じてサービス調整等を行い、効果的な推進方策を検討する。

障害者地域生活拠点整備事業

生活に困難を有している個々の障害者について、ニーズを把握し、地域生活を支えるための方策を組み立てていくことができるような体制を確立するため、圏域ごとに拠点機能を整備し、広域的観点から市町村の支援を行う。

- (2) 入所施設機能の転換
入所施設利用者の地域生活への移行を促進するとともに、入所施設自体が地域生活を支える拠点に転換していくことができるよう、市街地において小規模・居住機能に限定した通過型生活施設（サテライト型入所施設）を新たに展開できるように、別途、構造改革特別区域計画として実施する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号：925）

- 1 特定事業の名称
日額単位を適用した施設訓練等支援事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
 - ・社会福祉法人 はるにれの里（北海道厚田郡厚田村及び北海道石狩市）
 - ・社会福祉法人 札幌緑花会（北海道札幌市：広域法人、実施自治体：北海道小樽市）
 - ・社会福祉法人 雪の聖母園（北海道樺戸郡月形町）
 - ・社会福祉法人 剣淵北斗会（北海道上川郡剣淵町）
 - ・社会福祉法人 伊達コスモス21（北海道伊達市）
 - ・社会福祉法人 静内ペテカリ（北海道静内郡静内町）
 - ・社会福祉法人 音別憩いの郷（北海道白糠郡音別町及び北海道釧路市）
 - ・利用者の援護の実施者として適用を受けようとする者（実施施設の所在地市町村を除く）（北海道函館市、留萌市、江別市、恵庭市、北広島市、北海道石狩郡当別町、浜益郡浜益村、樺戸郡新十津川町、上川郡当麻町及び上川町、空知郡中富良野町、虻田郡洞爺村、川上郡弟子屈町）
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

施設の設置主体名および所在地	施設の種別、名称および所在地
社会福祉法人 はるにれの里 （北海道厚田郡厚田村大字小谷村 33番地1）	知的障害者入所更生施設 厚田はまなす園 （北海道厚田郡厚田村大字小谷村33番地1） 小規模サテライト型施設 厚田はまなす園 （北海道石狩市緑ヶ原1丁目350番地）
社会福祉法人 札幌緑花会 （北海道札幌市西区山の手3条1 2丁目3番12号）	知的障害者入所更生施設 松泉学院 （北海道小樽市見晴町20番2号） 知的障害者入所更生施設分通所部 松泉学院 （北海道小樽市見晴町20番2号） 知的障害者入所更生施設 松泉学院 分場シーウインド （北海道小樽市見晴町14番12号）
社会福祉法人 雪の聖母園 （北海道樺戸郡月形町字当別原野 215番地）	知的障害者入所更生施設 雪の聖母園 （北海道樺戸郡月形町字当別原野215番地）
社会福祉法人 剣淵北斗会 （北海道上川郡剣淵町字剣淵原野 3573番地の1）	知的障害者入所更生施設 剣淵西原学園 （北海道上川郡剣淵町第8区） 知的障害者入所授産施設 剣淵北の杜舎 （北海道上川郡剣淵町第8区2630番地の5）

施設の設置主体名および所在地	施設の種別、名称および所在地
社会福祉法人 伊達コスモス 2 1 (北海道伊達市松ヶ枝町 5 9 番地 4)	知的障害者通所授産施設 ふみだす (北海道伊達市松ヶ枝町 5 9 番地 4)
社会福祉法人 静内ペテカリ (北海道静内郡静内町字目名 4 2 6 - 1)	知的障害者入所更生施設 静内桜風園 (北海道静内郡静内町字田原 6 1 2 番地の 1)
社会福祉法人 音別憩いの郷 (北海道白糠郡音別町中音別 6 3 0 番地 1 9 9)	知的障害者入所更生施設 おんべつ学園 (北海道白糠郡音別町中音別 6 3 0 番地 1 9 9) 知的障害者入所授産施設 第二おんべつ学園 (北海道白糠郡音別町中音別 6 3 0 番地 1 9 9) 知的障害者入所授産施設 第二おんべつ学園 釧路分場 (北海道釧路市寿 1 丁目 9 番 1 9 号) 知的障害者入所授産施設 第二おんべつ学園 音別分場 (北海道白糠郡音別町川東 1 丁目)

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

平成 15 年度から支援費制度が実施され、障害のある当事者の選択と自己決定に基づく福祉サービス利用制度に転換されたところであるが、その下でも、従来の措置制度と同様、公的支援の仕組みが施設訓練等支援サービス（施設サービス）と居宅生活支援サービス（居宅サービス）に二分されており、特に、施設サービスは月単位の利用に限定されていることから、両者を組み合わせてサービスを利用することが困難となっている。

このため、利用者は、当初から施設サービスと居宅サービスのどちらかを選択するよう迫られるとともに、一旦、施設利用を決定すると、比較的長期間にわたり特定の施設のみを利用せざるを得ないなど、利用者の意思や希望に沿うことができない状況につながっている。

こうしたことから、本計画においては、施設サービスと居宅サービスの垣根を取り除き、入所施設を利用しながら居宅サービスを活用すること、種別の異なる通所施設を並行して利用することなどを可能とすることにより、サービスの選択肢を拡大し、当事者の生活実態に即した利用を実現するものである。

(2) 要件適合性を認めた根拠

本特定事業においては、利用者の意向を踏まえ、その障害特性、生活実態等に即し、公私の各種サービスが適切に組合せて提供されるよう、地域において必要なサービス調整を行うとともに、生活全般にわたる個別支援計画を作成する。

ア 地域におけるサービス調整

日単位の施設サービス利用を認める際には、入所施設から地域生活への移行など、個々の利用者に応じた具体目標を設定し、これを達成するため、複数の施設サービスや居宅サービスが効果的・効率的に活用されるよう、市町村又は相談支援事業者を中心として、日単位利用の必要性、具体的支援サービスの組合せ等について、十分な調整を行うこととする。なお、相談支援の拠点機能を圏域ごとに整備し、広域的観点から市町村の支援を行うこととしている。

また、実施施設にはコーディネーター等を配置することとし、中立性を確保しつつ、市町村に協力して調整にあたることとする。

イ 個別支援計画の作成

地域における支援計画

施設サービスと居宅サービスを適切に組合せて総合的な支援を行うため、市町村は、利用者ごとに、自ら又は相談支援事業者において、実施施設に配置されるコーディネーター等の協力を得て、利用者等の意見を踏まえ、サービス調整を経て、総合的な個別支援計画を作成する。

施設における支援計画

実施施設においては、上記個別支援計画に基づき、当該施設の利用に係る個別支援計画を作成する。

本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者および特区内の施設についてのみ実施する。

別紙（特定事業番号：926）

- 1 特定事業の名称
日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
 - ・社会福祉法人 当麻かたるべの森（北海道上川郡当麻町）
 - ・利用者の援護の実施者として適用を受けようとする者（北海道上川郡剣淵町）
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定日
- 4 特定事業の内容

法人名および所在地	地域生活援助事業所の名称および所在地
社会福祉法人 当麻かたるべの森 （北海道上川郡当麻町 5 条東 3 丁目 1 6 1 4 番地 9 9 ）	ゆうあいホーム （北海道上川郡当麻町 6 条東 3 丁目）

日単位で利用する利用者の居室が別に確保されている。

- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 規制の特例措置の必要性

平成 15 年度から導入された支援費制度において、知的障害者地域生活援助支援サービス（グループホーム）は 3 年以内の期間を定めて提供することとなっており、その間、利用者は原則として特定の事業所を継続して利用し、支援費は月額を単位として支給決定されることから、利用者の状況に応じ、短期間利用することが困難な実態にある。

本計画においては、地域生活に向けて準備するため、体験的利用等を可能とすることにより、入所施設から地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域社会での自立生活の実現を図るものである。
 - (2) 要件適合性を認めた根拠

本特定事業においては、利用者の意向を踏まえ、その障害特性、生活実態に即し、公私の各種サービスが適切に組み合わせて提供されるよう、地域において必要なサービス調整を行うとともに、生活全般にわたる個別支援計画を作成する。

ア 地域におけるサービス調整

日単位の知的障害者地域生活援助支援サービス利用を認める際には、地域生活への移行など、個々の利用者に応じた具体目標を設定し、これを達成するため、市町村又は相談支援事業者を中心として、日単位利用の必要性、具体的支援サービスの組合せ等について、十分な調整を行うこととする。なお、相談支援の拠点を圏域ごとに整備し、広域的観点から市町村の支援を行うこととしている。

イ 個別支援計画の作成

地域における支援計画

市町村は、利用者ごとに、自ら又は相談支援事業者において、利用者等の意見を踏まえ、サービス調整を経て、総合的な個別支援計画を作成する。

月単位で利用する利用者と日単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にする。

本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者および特区内の事業者についてのみ実施する。